

## 地域医療構想調整会議の進め方について

### 1 地域医療構想具体的対応方針の再検証の要請について

- 地域医療構想の推進に関しては、骨太の方針において、2017～2018年度の2年間で、2025年を見据えた各医療機関の役割や病床数を含む具体的対応方針について、地域医療構想調整会議で集中的に議論を進め策定することとされ、
- 特に骨太の方針2019においては、公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、その内容が民間医療機関では担えない機能に重点化されたものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、2019年度中（※）に見直しを求めることとされた（医療機関の再編統合を伴う場合は、遅くとも2020年秋頃まで）。
- これを受けて、厚生労働省は、公立・公的医療機関等の具体的対応方針が、真に地域医療構想の実現に沿った内容となっているか、地域医療構想調整会議で改めて検証するよう要請することになったもの。

### 2 要請の概要

#### 再編統合に係る議論の要請の概要

- ① 厚生労働省において、全ての医療機関の診療実績データ（※）を以下の2要件で分析

- |   |
|---|
| <p>A：診療実績が特に少ない</p> <p>B：診療実績が類似かつ近接している医療機関がある</p> |
|---|

※ がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修・派遣機能の9領域における、手術件数や救急車の受入件数などの実績データ

- ② 分析の結果、
- ・ 多数の領域（9領域）で「A 診療実績が特に少ない」
  - ・ 多数の領域（6領域）で「B 類似かつ近接している」
- のいずれかに該当する公立・公的医療機関等を、  
「再編統合（※）の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」（「再検証対象医療機関」と位置付け
- ③ 国において再検証対象医療機関を公表したうえで、医療機関及び都道府県に再検証を要請
- |  |
|--|
| <p>※ 「再編統合」には、以下の選択肢全てを含むと整理される見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療の効率化の観点から、ダウンサイジングや、機能の分化・連携、集約化</li> <li>・ 不足ない医療提供の観点から、機能転換・連携</li> </ul> |
|--|

### 3 本県の再検証対象医療機関

- (1) A：「診療実績が特に少ない」公立・公的医療機関等 ⇒ 8 医療機関  
 (公立) 岩手県立東和病院、江刺病院、一戸病院、軽米病院  
 奥州市まごころ病院、一関市藤沢病院、洋野町種市病院  
 (公的) 国立病院機構盛岡病院（盛岡医療センター）
- (2) B：「診療実績が類似かつ近接している」公立・公的医療機関等 ⇒ 8 医療機関  
 (公立) 岩手県立東和病院、江刺病院、一戸病院  
 盛岡市立病院、奥州市総合水沢病院、奥州市まごころ病院、一関市藤沢病院  
 (公的) 国立病院機構盛岡病院（盛岡医療センター）

※ A、B合わせて10医療機関（6医療機関は重複）中、8医療機関で、病床機能の転換や病床数の見直し等の対応実施（又は検討）済

## 4 国の考え方

本件に関し、令和元年9月27日（金）に厚生労働省医政局から考え方が示された **P 3**

- 今回の取組は、
  - ・ 一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証を要請するもの
  - ・ 必ずしも医療機関そのものの再編統合を決めるものではなく、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイジング・機能分化等の方向性を機械的に決めるものでもないこと
- 今回の分析では判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、**地域医療構想調整会議の議論を活性化し議論を尽くして頂き、2025年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたい**

## 5 県の考え方と対応

### (1) 公表内容等に対する評価

- ・ 国の分析は、平成29年度の病床機能報告データを用いて、全国一律の基準で機械的に行われたものであり、最新の実績を反映したものではないこと
- ・ 分析対象領域は、がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣機能の9つの領域に限定されており、医療計画に掲げる政策医療であっても難病やアレルギー疾患などに対する医療は対象とされていないこと
- ・ 1か月間（平成29年6月）における手術件数などの実績に基づいているため、心疾患や脳卒中など季節変動が大きな疾患に対する診療実績が適切に反映されていないことや、一時的な医師の不在による手術件数の増減などの個別の医療機関の実情が適切に反映されていないことなどの課題がある。
- ・ 今回の分析結果は、高度急性期・急性期医療機関の機能を評価する一つの物差しとなり得るものの、その内容には上記のような限界があるものと認識。

### (2) 県の考え方

- ・ 今回求められている再編統合には、医療機能の転換や連携も含まれており、再検証の対象になったからといって、必ずしも再編統合を要するものではなく、ダウンサイジングや機能分化等の方向性を機械的に決めるものでもないこと。
- ・ 本県では、公表された医療機関の大半において、平成29年度以降の2年間で、一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが実施又は検討されており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えている。
- ・ 一方で、高齢化等に伴う医療需要の変化に対応し、患者がその居住する地域で、病状に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするためには、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく必要がある。

### (3) 今後の対応

- ・ 県内各構想区域の地域医療構想調整会議において、今後の人口構成や医師数等の医療資源の状況を共有するとともに、今回の分析結果も参考にし、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら協議を行い、医療需要の変化に対応した効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けて取り組んでいく。

## 6 地域医療構想の今後の進め方

- 今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、厚生労働省医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について(医政発0831第3号令和2年8月31日)」 **P 4** が発出され、2019年度中とされた再検証等の期限については、厚生労働省において改めて整理する予定とされたところ。
- 各圏域において、今後の国の動向を踏まえつつ、引き続き将来の医療需要を踏まえたあるべき医療提供体制の構築に向けて、検討を継続頂きたいこと。

地域医療構想の実現に向けて

令和元年9月27日  
医政局

1. 地域医療構想の目的は、2025年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することです。地域医療構想の実現により、限られた医療資源をそれぞれの地域で真に活用し、次の時代に対応した医療を構築することができると思っています。
2. 地域医療構想の実現に向けては、関係者のご理解・ご協力の下、これまでも地域で議論が積み重ねられてきましたが、さらに取組を進めていく観点から、今回、高度急性期・急性期機能に着目した客観的なデータを国から提供し、改めて、それぞれの医療機関に対し、今後の医療機能のあり方を考えて頂くことといたしました。  
※客観的データについては、「地域医療構想に関するワーキンググループ」における議論に基づくものです。
3. 今回の取組は、一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするものです。したがって、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではありません。また、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイジング・機能分化等の方向性を機械的に決めるものでもありません。
4. 今回の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し議論を尽くして頂き、2025年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたいと思っています。その際、ダウンサイジングや機能連携・分化を含む再編統合も視野に議論を進めて頂きたいと思っています。
5. 今後、地域の医療提供体制の確保に向け、病院のダウンサイジングや統廃合が必要と地域が判断する場合には、国としても必要な支援等を行ってまいります。

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

### 具体的対応方針の再検証等の期限について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における具体的対応方針の再検証等について、下記のとおり対応することとしたため御了知いただくとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

### 記

#### 1. これまでの経緯

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知）においては、当面の具体的対応方針の再検証等に係る対応について、「都道府県においては「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする」と整理していたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年3月4日付け医政発0304第9号厚生労働省医政局長通知）において、2019年度中とされた再検証等の期限に関しては厚生労働省において改めて整理するとしたところである。（※）

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、具体的対応方針の再検証等の期限について、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされている。

#### 2. 「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえた対応

今般、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところである。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始したところである。

このため、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。